

令和 7 年秋の全国交通安全運動の実施について

1 実施期間

9 月 21 日(日)から同月 30 日(火)までの 10 日間
(交通事故死ゼロを目指す日 9 月 30 日)

2 主催

内閣府・警察庁等 10 府省庁、都道府県、市区町村及び関係 13 団体

3 運動重点

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

4 運動重点に関連する交通事故の特徴

- (1) 総論
交通事故死者数は、秋から年末にかけて増加する傾向
- (2) 運動重点(1)関係
 - 状態別死者の構成率は、春から夏は「自動車乗車中」が最多、10 月以降は「歩行中」が最多
 - 10 月以降、夜間の歩行中死者数が増加
 - 歩行中死者・重傷者数は児童は 10 月が最も多く、高齢者は 12 月が最も多い
- (3) 運動重点(2)関係
 - 携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数は近年増加傾向
 - 携帯電話等使用による死亡事故率は、携帯電話等使用以外の事故の約 3.3 倍
 - 飲酒運転による死亡・重傷事故は年末にかけて増加
 - 「飲酒あり」の死亡事故率は「飲酒なし」の約 7.4 倍
- (4) 運動重点(3)関係
 - 自転車乗用中の死者数は減少傾向にあるが、「法令違反あり」の構成率は約 7 割から 8 割で高止まり
 - 特定小型原動機付自転車の「飲酒あり」の割合は約 15%

令和7年秋の全国交通安全運動の実施について

実施期間等

- 実施期間 令和7年9月21日（日）～30日（火）までの10日間（交通事故死ゼロを目指す日 9月30日）
- 主催
 - ・ 10府省庁（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）
 - ・ 都道府県、市区町村
 - ・ 関係13団体（自動車安全運転センター、（一財）全日本交通安全協会、（一社）日本自動車連盟 ほか）

全国重点

- 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
 - ・ 歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底
 - ・ 反射材の着用促進や見守り活動等による歩行者の交通事故防止対策の推進
- ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
 - ・ ながらスマホ・飲酒運転の根絶に向けた各種取組の推進
 - ・ 「思いやり・ゆずり合い」による運転の必要性の周知等による妨害運転等の防止対策の推進
 - ・ 夕暮れ時以降の効果的な交通事故防止対策の推進
 - ・ 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - ・ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ・ 高齢運転者の交通事故防止対策の推進
 - ・ 外国人の交通安全教育・広報啓発の強化
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
 - ・ 交通反則通告制度の導入を踏まえた自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
 - ・ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と早めのライト点灯等による安全確保の推進
 - ・ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

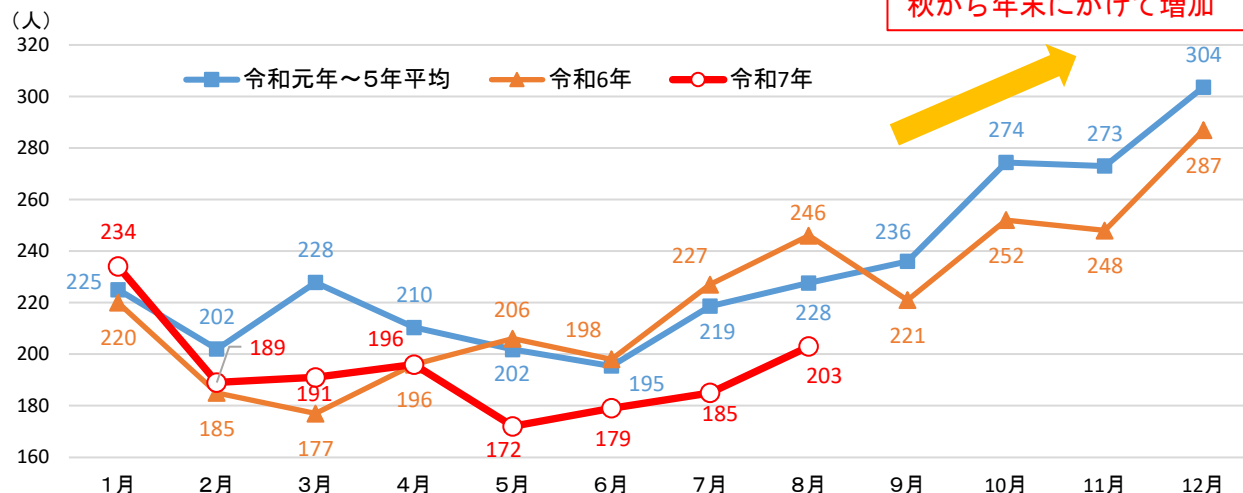


○ 月別交通事故死者数の推移

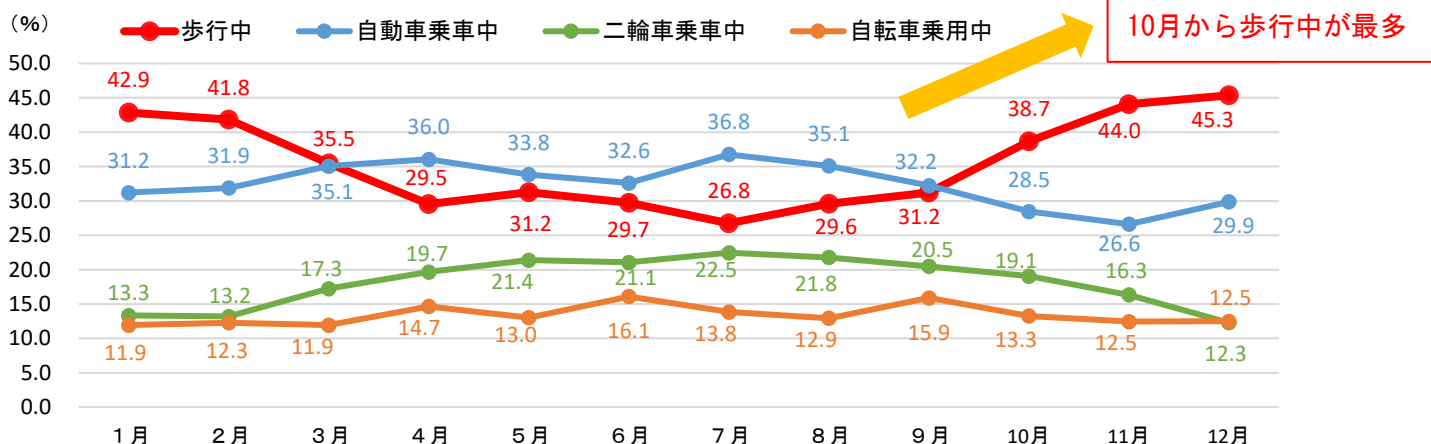
● 交通事故死者数は、秋から年末にかけて増加する傾向

● 状態別死者の構成率は、春から夏は自動車乗車中が最多、10月以降は歩行中が最多

月別交通事故死者数の推移



月別・状態別交通事故死者構成率の推移【令和2年～6年合計】



(注)・構成率は全死者数に占める割合である。

・「二輪車」は、自動二輪車及び一般原動機付自転車(令和5年は特定小型原動機付自転車を含む、以下同じ。)をいう。

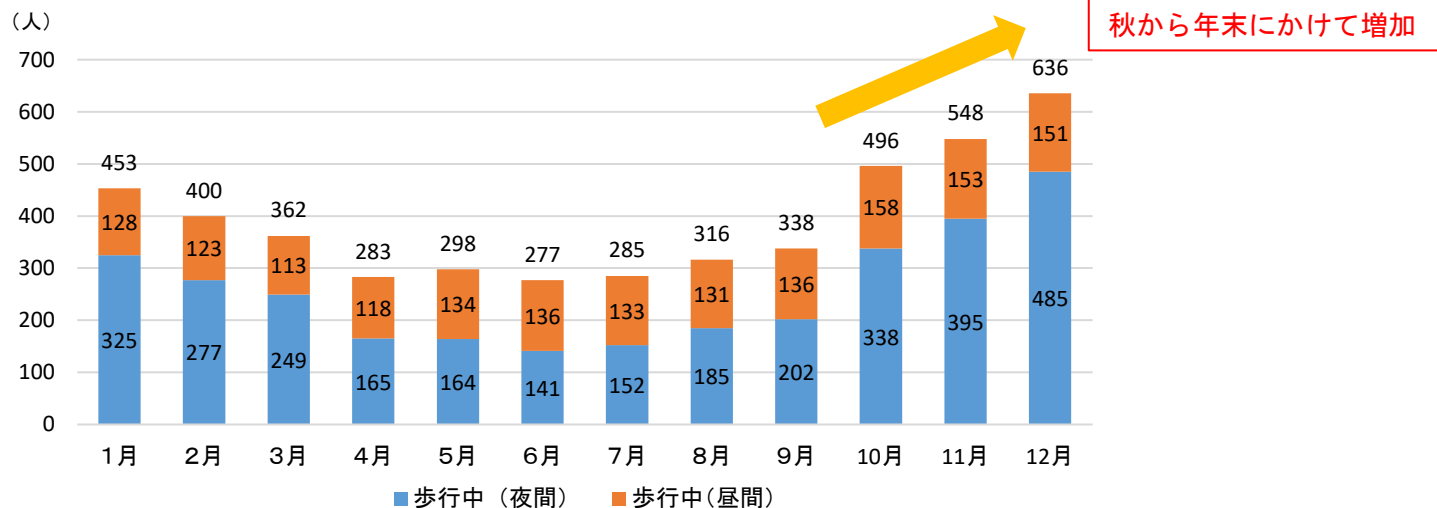
・上記の状態(歩行中、自動車乗車中、二輪車乗車中、自転車乗用中)以外のその他は記載していないため、各月の合計は100%とならない。

○ 歩行中事故の状況

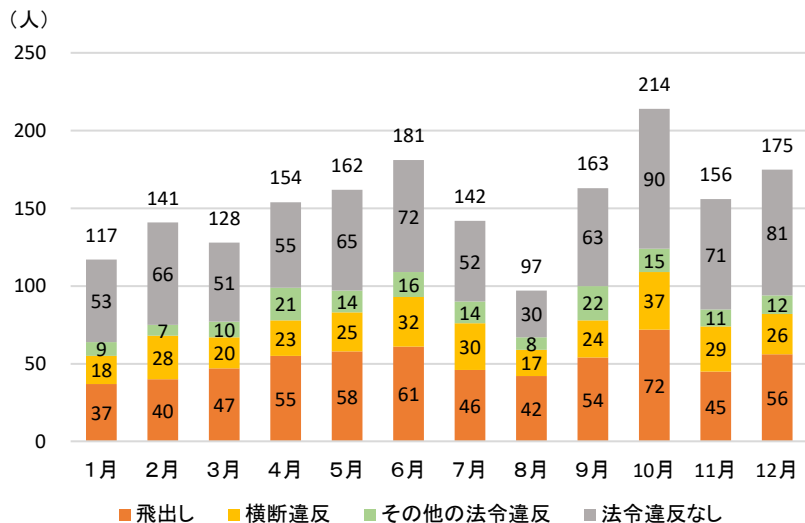
●歩行中死者は10月以降夜間が増加

●歩行中死者・重傷者数は児童は10月が最も多く、高齢者は12月が最も多い

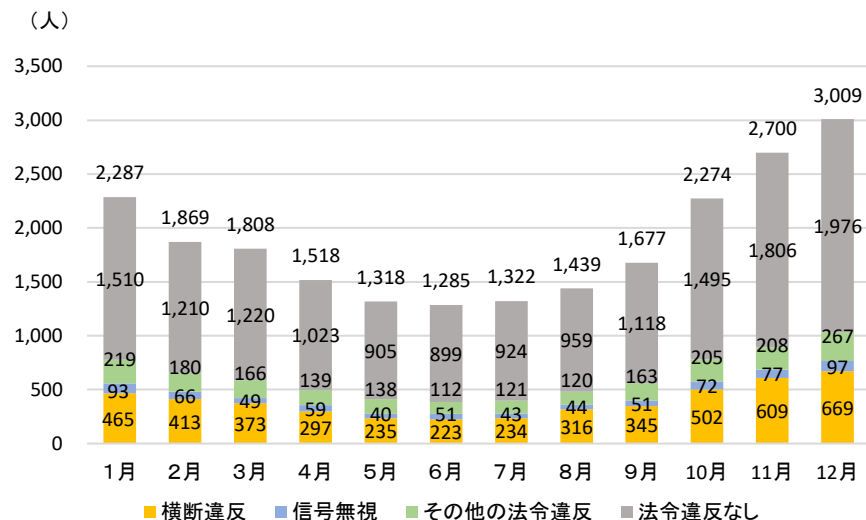
歩行中（第1・第2当事者）の月別・昼夜間別死者数の推移【令和2年～6年合計】



歩行中児童（小学生）（第1・第2当事者）の月別・法令違反等別死者・重傷者数の推移【令和2年～6年合計】



歩行中高齢者（65歳以上）（第1・第2当事者）の月別・法令違反等別死者・重傷者数の推移【令和2年～6年合計】

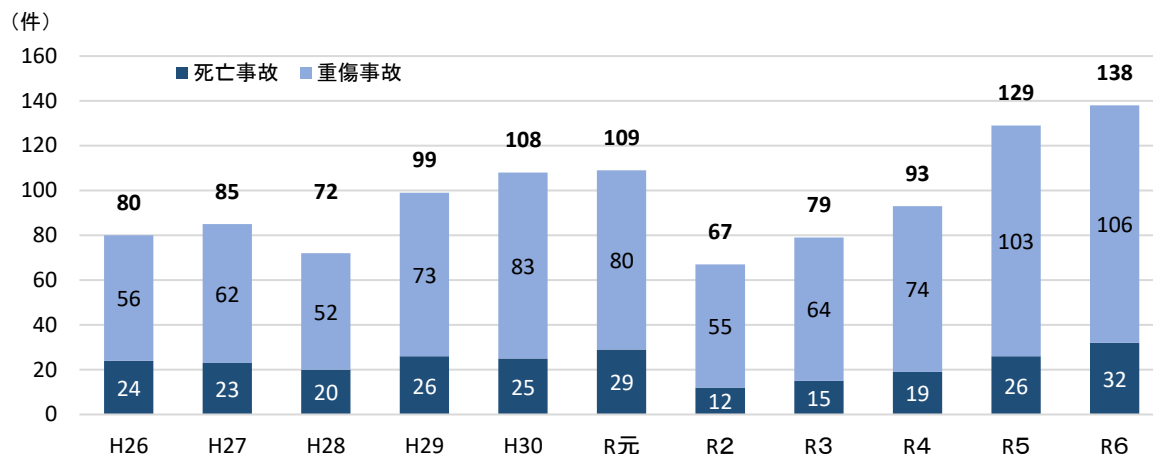


○ 携帯電話等使用に関する交通事故の状況

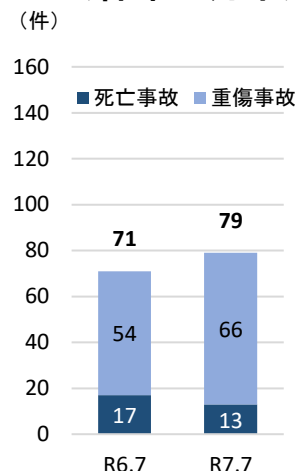
●携帯電話等使用死亡・重傷事故は近年増加傾向

●携帯電話等使用による死亡事故率は、携帯電話等使用以外の事故の約3.3倍

携帯電話等使用死亡・重傷事故件数の推移（各年12月末）

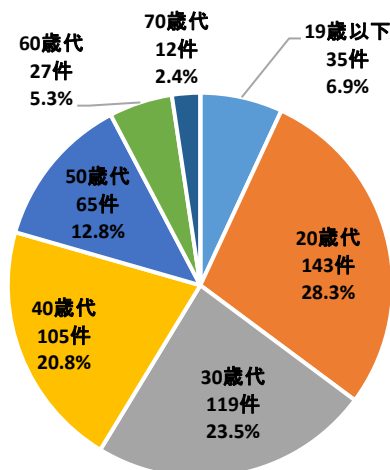


（各年7月末）



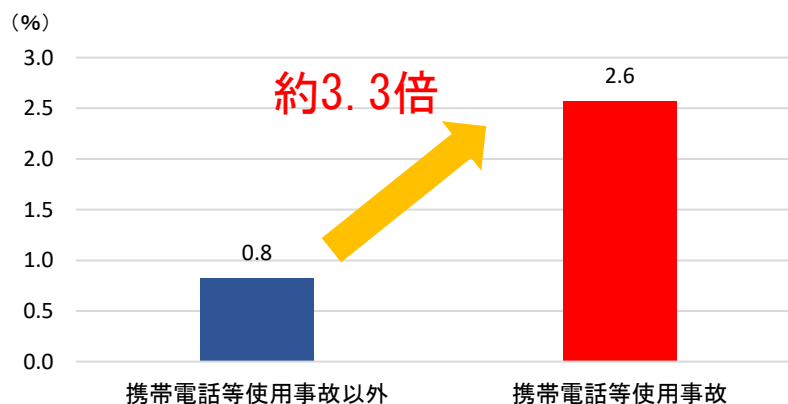
(注) ・第1当事者が一般原付以上の件数である。
・携帯電話、スマートフォンの使用が要因となって発生した事故を集計した。

年齢層別携帯電話等使用死亡・重傷事故件数
（一般原付以上・第1当事者）【令和2年～6年合計】



(注) ・80歳以上は0件である。

携帯電話等使用有無別死亡事故率の比較【令和2年～6年合計】

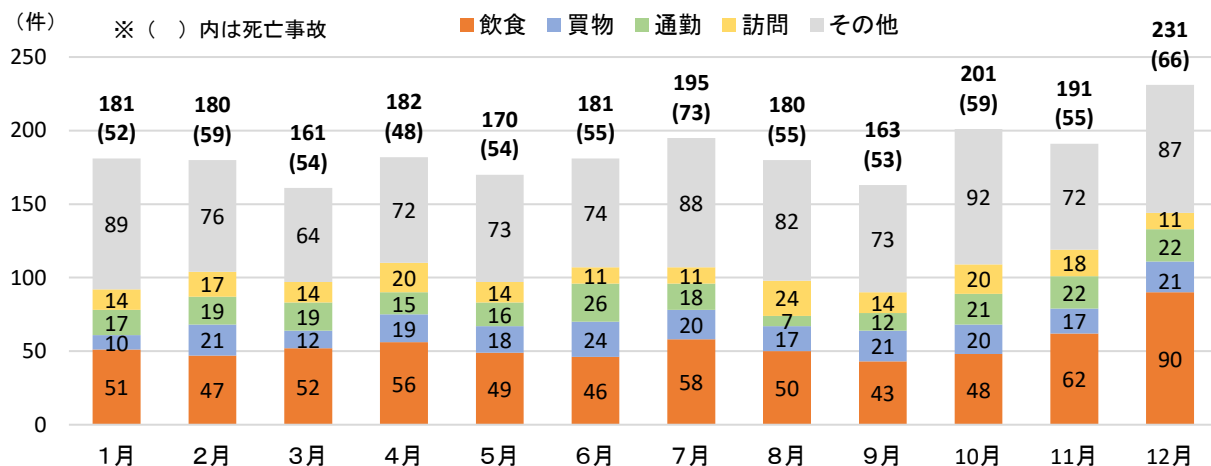


(注) ・第1当事者が一般原付以上の件数である。
・「携帯電話等使用」とは、携帯電話、スマートフォンの使用が要因となって発生した事故をいう。
・「死亡事故率」とは、第1当事者が一般原付以上の交通事故件数に占める死亡事故件数の割合をいう。

○ 飲酒運転に関する交通事故の状況

- 飲酒死亡・重傷事故は年末にかけて増加し、特に通行目的「飲食」が大きく増加
- 飲酒ありの死亡事故率は飲酒なしの約7.4倍

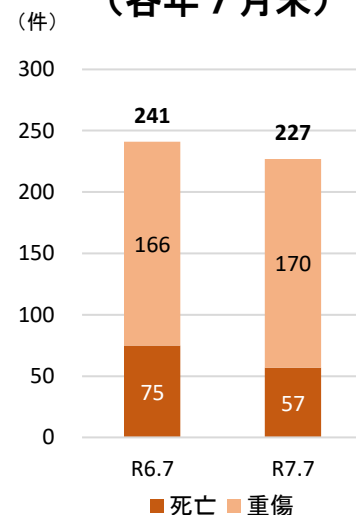
月別・通行目的別飲酒死亡・重傷事故件数【令和2年～6年合計】



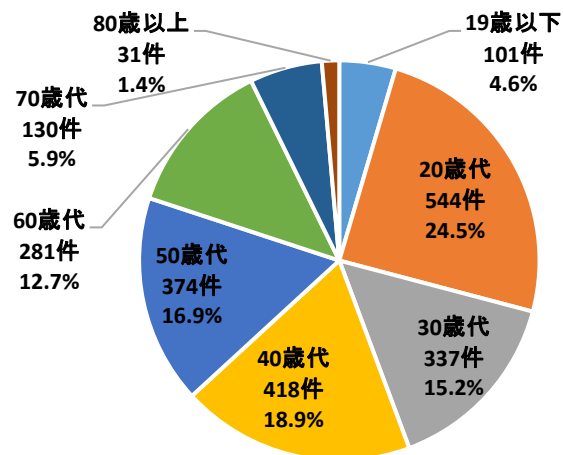
(注)・第1当事者が一般原付以上の件数である。

- ・「飲酒死亡・重傷事故」とは、第1当事者の飲酒状況が酒酔い、酒気帯び、基準以下、検知不能のいずれかに該当する場合の死亡・重傷事故をいう。
- ・通行目的は、その目的を果たして帰る途中(復路)であっても、他に目的がない場合は往路の目的となる。

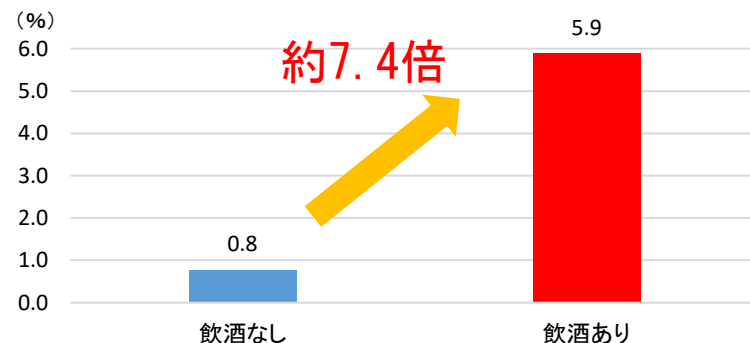
飲酒死亡・重傷事故件数
(各年7月末)



年齢層別飲酒死亡・重傷事故件数(一般原付以上・第1当事者)
【令和2年～6年合計】



飲酒有無別死亡事故率の比較【令和2年～6年合計】



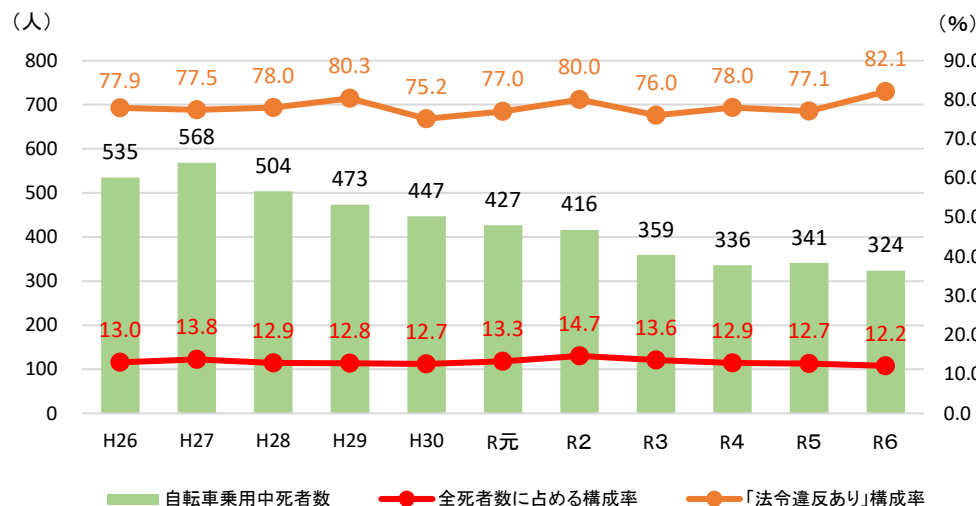
(注)・第1当事者が一般原付以上の件数である。

- ・「飲酒死亡事故」とは、第1当事者の飲酒状況が酒酔い、酒気帯び、基準以下、検知不能のいずれかに該当する場合の死亡事故をいう。
- ・「死亡事故率」とは、第1当事者が一般原付以上の交通事故件数に占める死亡事故件数の割合をいう。

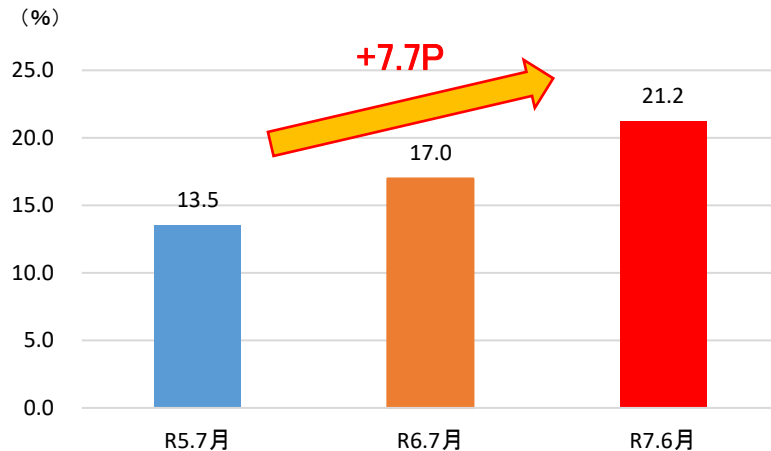
○ 自転車・特定小型原動機付自転車関連交通事故の状況

- 自転車乗用中死者数は減少傾向にあるが、法令違反ありの構成率は約7割から8割で高止まり
- 特定小型原動機付自転車の飲酒ありの割合は約15%

自転車乗用中死者数（第1・第2当事者）の推移

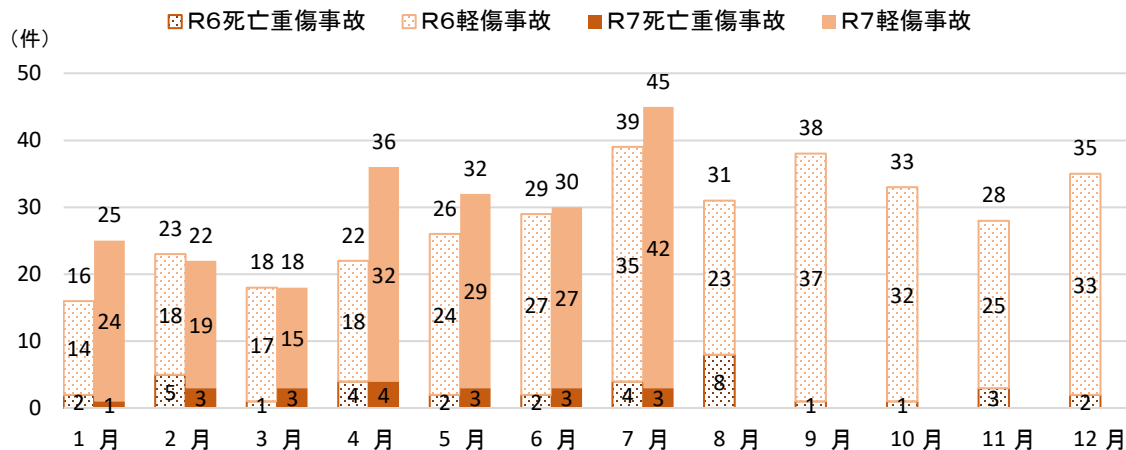


ヘルメット着用率（街頭調査結果）

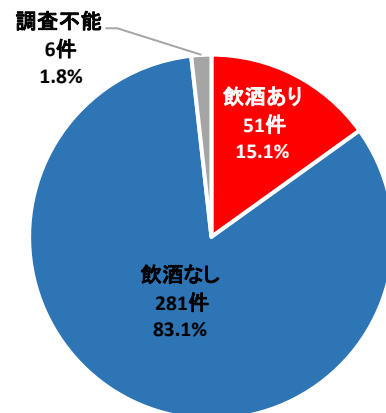


(注)・警察庁が47都道府県で実施した調査結果(令和5年7月、令和6年7月及び令和7年6月に実施)を比較したものである。

月別特定小型原動機付自転車関連交通事故件数の推移



特定小型原動機付自転車の飲酒有無別交通事故件数（第1・第2当事者）【令和6年】



(注)・特定小型原動機付自転車が第1又は第2当事者となった事故について集計した。
・死亡重傷事故のうち死亡事故は計2件で、令和6年8月に1件、令和7年4月に1件である。